

つくば幼保第 152 号
令和 2 年（2020 年）4 月 17 日

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の自粛のお願い
及び利用者負担（保育料）の軽減措置について（再通知）

日頃からつくば市保育行政、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を頂きお礼申し上げます。

つくば市においても感染が拡大している状況を踏まえ、4月6日付けで、保育施設での過密化を避けて感染拡大を防止するため、家庭での保育が可能な保護者の皆様に、保育施設利用の自粛をお願いさせて頂きました。保育施設の直近数日間の利用状況としては、先週の平均利用率が70.4%だったところ、4月16日に54.2%、4月17日に52.3%と先週と比較して自粛の効果が現れています。保護者の皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。

そのような中、4月16日に総理による緊急事態宣言が、これまでの7都道府県から全国に拡大され、茨城県は特定警戒都道府県に指定されました。

保育施設での感染リスクを抑えるためには、更に利用率を低下させ、過密な状況避ける必要があります。これまでの自粛は、家庭での保育が可能な日がある場合についてご対応をお願いして来ましたが、今後、利用率が下がらない場合や市内での感染が拡大する場合には、保育施設を休園させていただく可能性もあります（その場合でも保護者が医療従事者等の場合はお預かりします）。

つくば市としても感染拡大防止のため、そして少しでも保護者の皆様にご安心を頂けるようできる限りの対応を行ってまいります。緊急事態宣言という危機的状況において、感染拡大と子どもたちと皆様の命を守る観点から何卒、ご準備とご理解のほどお願い申し上げます。

記

1 自肅要請期間

令和2年（2020年）4月7日（火）～令和2年（2020年）5月6日（水）

2 対象施設

市内の公立・私立認可保育施設

（保育所、保育園、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育施設）

3 利用者負担（保育料）の取扱い

自肅要請期間において日割り計算となります。いったんお支払いいただき、後日、返還する方向で検討しております。詳細が決定次第、ご案内いたします。

※利用者負担（基本の保育料）のみが対象となります。実費徴収（給食費含む）や上乗せ徴収については、この取扱いの対象外です。

4 お休みになる場合

施設へご連絡ください。施設のスムーズな保育運営にご協力をお願いします。

5 家庭保育中の欠席の取扱い

通常1か月（里帰り出産のため欠席する場合は2か月）を超えて、保育所（園）・認定こども園等へ登園しない場合は退園となりますが、自肅要請期間中の欠席は対象としません。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

TEL:029-883-1111